

— 初めてのことです。議長不信任決議案を提出 —

■ 1月、M議員の昨年に続き2度目の政治倫理条例違反の疑いがわかりました。

1度目は議員なのに吉田集会所管理人を請負、町から報酬が支払われていたこと・違反をそつと直しました。
2度目にわかったことは、ふれあい講座の講師を長年続けて、町から講師料が支払われていること。
政治倫理条例第8条は、議員は町からの仕事を請負っている場合、辞退する定めです。

■■■ 3月3日、私と川口浩史議員は、2度目なので、M議員の政治倫理条例違反の疑いについて議会議員政治倫理審査会に審査を求めるため、藤野幹男議長に審査請求書を提出しました。

■■■■ 議長は、政治倫理審査会に審査を求めなければなりません。

政治倫理審査会は審査を求められてから60日以内に審査をする努力義務があります。

■■■■■ 藤野幹男議長は、60日たっても審査会に審査を求めませんでした。

議会がつくった政治倫理審査会制度は、議長に意図的に妨害され、意味のないものになりました。
M議員の政治倫理条例違反を、議会が正すことができないのです。
議長が、議会がつくった条例に意図的に反することが許されるのでは、今後の議会に影響します。

■■■■■■ 議長不信任決議案を提案せざるをえないのは残念です。4対6で否決になりました。金丸・清水議員が賛成討論、畠山・青柳・吉場・柳議員が反対討論しました。

藤野幹男議長の不信任決議(案)

(提案者 川口浩史議員・賛成者 渋谷登美子)

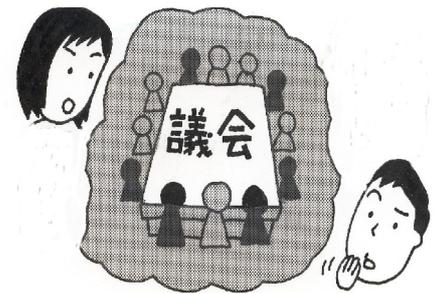
本年3月3日、嵐山町議会議員2名が嵐山町議会議員政治倫理条例(以下「本条例」という)に基づき、M議員に関する地方自治法92条の2及び本条例8条違反の嫌疑につき、議長に審査請求を行った。

しかし、藤野議長は本条例14条3項の規定に反し、審査会への審査を求めず、またこの間、審査請求をした議員から2度にわたり審査会への審査を要請されるも、漫然と請求を無視し現在に至っている。

そもそも、法令及び条例の遵守義務を一般町民よりも強く求められる立場にある議員にとって、「議会が町民から信頼を得て、公正、清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的」として、平成19年議会自ら制定した嵐山町議会議員政治倫理条例に対する遵法の責務の重大性は、町民の信頼を基礎とする議会の存立にかかわるものと言っても過言ではない。

しかるに、本請求に係る藤野議長の議会代表者としての職務放棄行為は、本条例に反するばかりでなく、嵐山町議会の権能を不全ならしめ、強いては議会の信用を著しく失墜させる行為であり、議長職の適格を欠くと言わざるをえない。

よって、藤野幹男議長の不信任を決議するものである。



藤野幹男議長不信任決議の賛否

(藤野議長は、自身のことなので、除斥され河井議員が議長でした。)

青柳 賢治(政友会)	×
金丸 友章(民主党)	○
長島 邦夫(政友会)	欠席
畠山 美幸(政友会)	×
吉場 道雄(政友会)	×
河井 勝久(社民党)	議長
柳 勝次(政友会)	×
安藤 欣男(政友会)	×
川口 浩史(共産党)	○
清水 正之(共産党)	○
松本 美子(政友会)	×
渋谷登美子	○
藤野 幹男(政友会)	除斥

嵐山町議会がもっともっと法律と条令を尊重するようになるように努力します。